

特別金利プラン 相続定期預金

大切なご家族から受け継がれたご資産。
七島信用組合では相続により受け取られた
ご資産について、特別金利の
「相続定期預金」をご用意しております。

商品概要

ご利用いただける方	当組合及び他の金融機関で相続手続を完了してから1年以内に、相続により取得した預貯金等を原資としてお預け入れいただける方で、当組合に普通預金口座等をお持ちの個人のお客さま。
預入期間	6ヶ月・1年・3年・5年 ■元金自動継続または元利金自動継続扱い ■「総合口座」担保定期預金とすることができます。
預入限度額 預入金額	■預入限度額 50万円以上相続により取得した金額の範囲内 ■預入金額 ①スーパー定期・・・300万円未満 ②スーパー定期300・・・300万円以上 ③大口定期預金・・・1,000万円以上

お 利 息

■当初預入時の適用金利は、預入時の店頭表示の利率に、お預け入れ期間と預金者の組合員への加入状況により、次の利率を適用します。また、年金の受給口座を他行より当組合へ変更していただけた方は、適用利率へ更に利率を上乗せいたします。

	期間	店頭表示金利への上乗せ利率	年金の受給口座を他行より当組合へ変更していただけた方
組合員の方	6ヶ月	+0.20%	左記上乗せ利率へ +0.10%
	1年	+0.25%	
	3年	+0.30%	
	5年	+0.35%	
組合員外の方	6ヶ月	+0.15%	
	1年	+0.20%	
	3年	+0.25%	
	5年	+0.30%	

※出資加入手続きと同時のお預け入れも可能です。
 ※「年金受給口座変更」手続きと同時のお預け入れも可能です。なお、契約期間中に年金受給口座を他行へ変更された場合には、上乗せ利率は満期時適用されません。
 ※市場金利に変動があった場合、取扱期間中でも利率の見直しを行う場合があります。
 ※各手続き等につきましては、担当者へお問い合わせください。

中 途 解 約 時 の
お 取 扱 い

■満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、別に定める中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額と共に元本金額を払い戻します。なお、預入日当日の解約は受付できません。また、元本の一部のみの解約はできません。

■中途解約利率につきましては、各「自動継続自由金利型定期預金規定」をご参照頂くか、当組合窓口へご確認ください。

そ の 他

■ご本人を確認できる資料の他、遺産分割協議書など相続手続きが行われた資料が必要となります。

■既に当組合にお預け入れのお客さま名義の預金等でのお預け入れはできません。

※相続でお受け取りになった預金等が対象となります。

■金利上乗せの適用は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日における店頭表示金利を適用します。

■店頭にて説明書をご用意しております。

◆詳しくは窓口へお問い合わせください。

預金・積金は預金保険の対象商品です。

七 島 信 用 組 合

店 舗 一 覧

本 店	04992-2-0777	八 丈 島 支 店	04996-2-1201
新 島 支 店	04992-5-0661	小 笠 原 支 店	04998-2-7410
神 津 島 支 店	04992-8-0111	東 京 支 店	03-6436-2761
三 宅 島 支 店	04994-2-0081		